

減価償却費の算定方法

昭和 44 年以降の建設改良費を目的ごとに分類し、下記の耐用年数により残存価額ゼロの定額法で算出しております。

区 分	耐用年数	区 分	耐用年数				
① 生活インフラ・国土保全 (1) 道 路 (2) 橋 梁 (3) 河 川 (4) 砂 防 (5) 海岸保全 (6) 港 湾 (7) 都市計画 ア 街 路 イ 区画整理 ウ 公 園 エ その他 (8) 住 宅 (9) その他	15 60 50 50 50 50 15 40 40 25 40 25	⑤ 産業振興 (1) 労 働 (2) 農林水産 ア 造 林 イ 林 道 ウ 治 山 エ 砂 防 オ 漁 港 カ 農業農村基盤 キ 海岸保全 ク その他 (3) 商 工 ・ 観 光	25 25 15 30 50 50 20 50 25 25				
				⑥ 消 防 (1) 庁 舎 (2) その他	50	10	
					⑦ 総 務 (1) 庁舎等 (2) その他	50	25
				② 教 育		50	⑦ 総 務 (1) 庁舎等 (2) その他
				③ 福 祉 (1) 保育所 (2) その他	30 25		
				④ 環 境 衛 生	25	⑧ そ の 他	25

なお、科目構成については総務省方式改訂モデルを活用しておりますが、耐用年数の設定については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和四十年三月三十一日号外大蔵省令第十五号）を併せて参考としております。

今後資産ごとに上記省令に基づく減価償却費の算定を進めます。